

【表紙】

| | |
|---|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年5月17日 |
| 【発行者名】 | S B I アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 梅本 賢一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 中村 慎吾 |
| 【電話番号】 | 03-6229-0170 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ピムコ世界金融ハイブリッド証券戦略ファンド (毎月決算型・通貨プレミアム) |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 上限3,000億円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ピムコ世界金融ハイブリッド証券戦略ファンド（毎月決算型・通貨プレミアム）
（以下「ファンド」または「本ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

（ ） 基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。

（ ） 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価額」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24% (税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

* 申込手数料には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されません。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

(6) 【申込単位】

・ 分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります)

・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)

分配金受取コース

分配金再投資コース

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

2019年5月18日(土曜日)から2020年5月15日(金曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法等

(i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨の申込書を提出します。

() 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他の留意事項

(i) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として、買付及び換金の申込みができません。

・ 申込日当日が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日

() 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

本ファンドは、安定的な配当等収益の確保及び信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／その他資産（ハイブリッド証券）」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下ようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／その他資産（ハイブリッド証券）」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 （収益の源泉） |
|---------|--------|---------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内外 | その他資産 （ハイブリッド証券） |
| | | 資産複合 |

商品分類の定義

| 該当分類 | 分類の定義 |
|---------------------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 内 外 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内及び海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| その他資産 （ハイブリッド証券） | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的にハイブリッド証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

属性区分

ファンドの属性区分

| | |
|--------|--|
| 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（資産複合（ハイブリッド証券）（通貨オプション））） |
| 決算頻度 | 年12回（毎月） |
| 投資対象地域 | グローバル（日本含む） |
| 投資形態 | ファンド・オブ・ファンズ |
| 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし |

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|--|--|---------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 年6回 | グローバル （日本含む） 日本 北米 欧州 | ファミリー ファンド | あり （ ） |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （高格付債） | （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ） | アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング | | |
| 不動産投信 その他資産（投資信託証券（資産複合（ハイブリッド証券）（通貨オプション））） 資産複合 （ ） | | | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

属性区分の定義

| 該当区分 | 区分の定義 |
|--|--|
| その他資産（投資信託証券（資産複合（ハイブリッド証券）（通貨オプション））） | 目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、ファンドの実質的な運用を投資信託証券にて行う旨の記載があるものをいう。目論見書または約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいう。目論見書または約款において、主としてハイブリッド証券及び通貨オプションに投資する旨の記載があるものをいう。 |
| 年12回（毎月） | 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| グローバル（日本含む） | 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。 |
| ファンド・オブ・ファンズ | 目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券（投資法人債券を除く）への投資を目的とする投資信託（ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く）をいいます。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

信託金の限度額

- ・3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1 主として、外国投資信託への投資を通じて世界の金融機関が発行するハイブリッド証券へ投資を行うとともに、円に対する米ドルのカバードコール戦略を活用し、安定的な配当等収益の確保を目指します。

- 外国投資信託である「ピムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドC-クラスJ(C-USD)」への投資を通じ、主に世界の金融機関が発行するCoCo債等のハイブリッド証券に投資します。なお、ハイブリッド証券以外に普通社債等に投資する場合があります。
- 信用リスク等に注視しながら組入銘柄の選定を行うことで相対的に高い利子収入の獲得を目指します。
- 米ドル(対円)にかかるコールオプションの売りを行うカバードコール戦略により、オプションプレミアム収入の獲得を行い、損失の軽減や利益の上乗せを目指します。

※外国投資信託では米ドル以外の通貨で発行されるハイブリッド証券にも投資しますが、原則として、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行います。

2 ハイブリッド証券運用において高い専門性を有するピムコ社が実質的な運用を行います。

- 主要投資対象である外国投資信託は、ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)が運用を行います。また、本ファンドの外国投資信託の運用指図にかかる権限をピムコジャパンリミテッド*に委託します。

※ピムコジャパンリミテッドは、ピムコグループの日本拠点です。

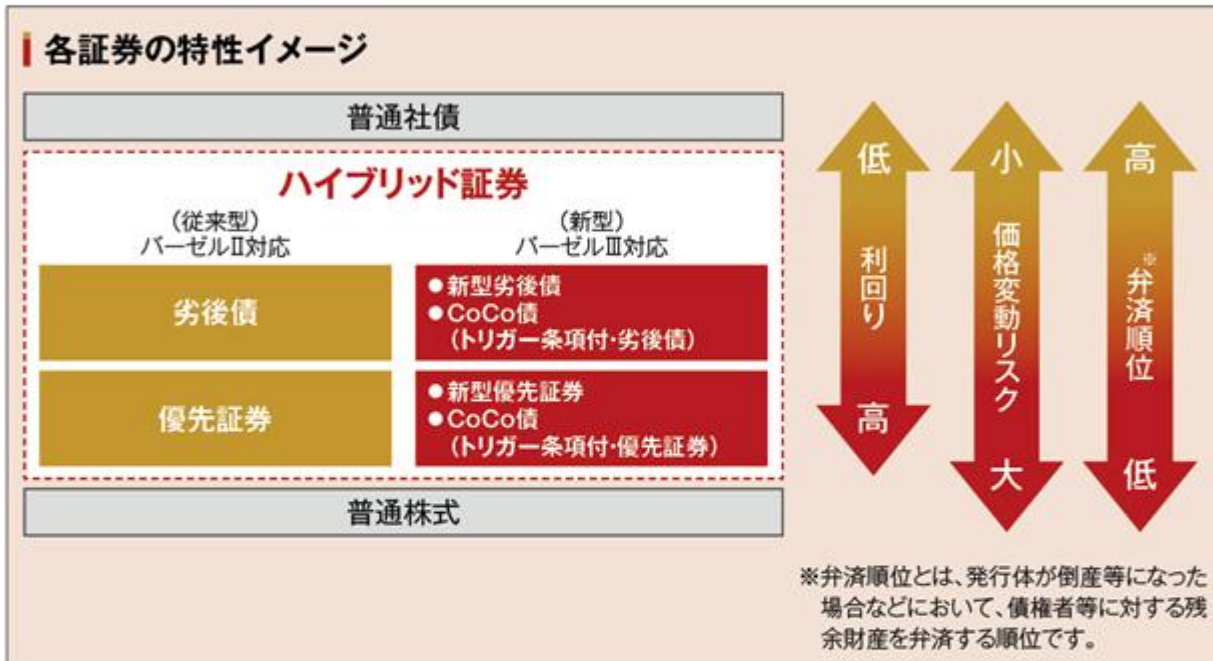
ピムコ社の概要(2018年12月末現在)

- 1971年、米国カリフォルニア州ニューポートビーチで設立
- 債券運用残高では世界最大級のアクティブ運用会社
- ピムコグループの運用資産総額は約1.66兆米ドル(約182兆円)
- 米国のほか、ロンドン、ミュンヘン、東京、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点にグローバルにビジネスを展開

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ハイブリッド証券の特性

- ハイブリッド証券とは、債券と株式の両方の特性を併せ持った証券のことをいいます。
- 利率または配当率が定められている等、債券に類似した性質を持っています。
- 多くが大手金融機関によって発行され、一部を資本として自己資本の計算に算入できるなど、株式に類似した特徴も持っています。



劣後債

発行体の経営破綻等、一定の劣後事由が発生した場合に、元利金の支払いが普通社債などよりも低い順位となる債券です。

優先証券

普通社債や劣後債と比べて利回りは高く、より株式に近い性質を有する証券です。劣後債に比べると価格変動が大きく、一定の劣後事由が発生した場合、元利金等の支払いについては劣後債よりも低い順位となります。

※優先証券には優先株式も含まれます。

CoCo債

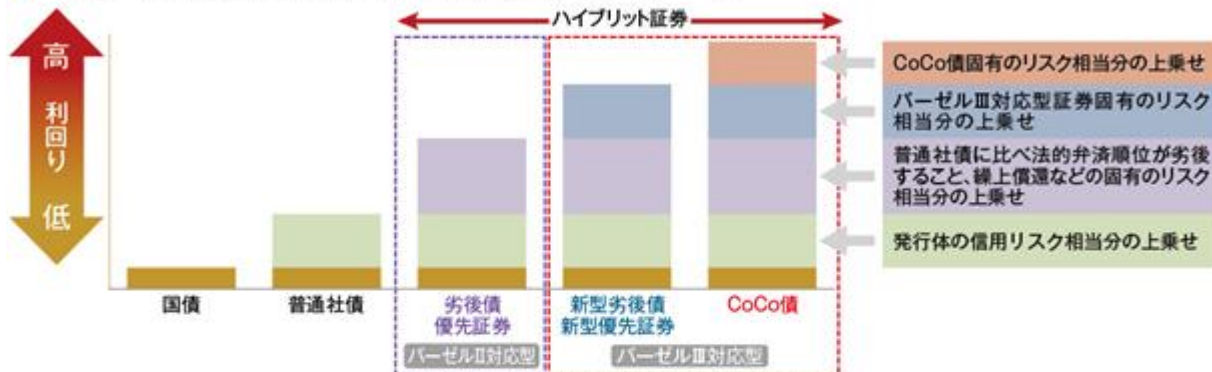
CoCo債 (Contingent Convertible Securities: 偶発転換証券)は、発行体である金融機関の自己資本比率が、あらかじめ定められた水準を下回った場合などにおいて、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に株式に転換されるなどの仕組み(トリガー条項)を有している証券です。

上記は一般的な特性等を示したものであり、すべてのケースにあてはまらない場合があります。

ハイブリッド証券の利回りと固有のリスク

- ハイブリッド証券は、一般に国債や普通社債に比べ固有のリスク相当分の上乗せがあり利回りは相対的に高く設定されています。
- パーゼルⅢ対応型証券は、規制当局から実質破綻とみなされた場合に元利金等が削減されるなどのリスクがあるため、さらに利回りが高く設定されています。
- またCoCo債には、発行体の自己資本比率があらかじめ定められた水準を下回った場合、元利金等の削減や普通株式に強制的に転換されるなどの固有のリスクがあります。

ハイブリッド証券の利回りと固有リスクのイメージ

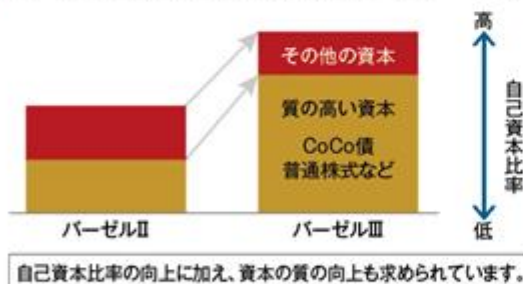


上記は一般的な特性等を示したものであり、すべてのケースにあてはまらない場合があります。

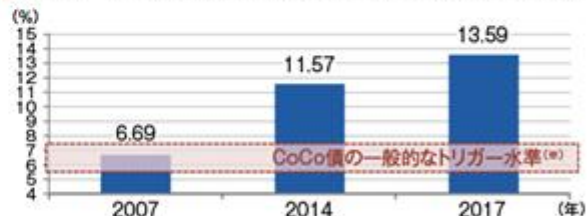
金融機関に求められる自己資本規制

- リーマンショック時のような金融危機を未然に防ぐため、国際的に業務を展開する大手金融機関に対して、新たな自己資本規制（パーゼルⅢ）が2013年に導入されました。
- パーゼルⅢでは、金融機関に対して自己資本強化、すなわち財務の健全性の改善・維持を求めており、グローバルな金融機関の自己資本は厚みを増しています。

自己資本比率と資本の質（イメージ）



グローバル金融機関の自己資本比率の推移



(※)トリガー水準
元本削減や強制的に転換される等の仕組み(トリガー条項)が発動される水準をいいます。

期間:2007年～2017年
自己資本比率は先進国の主要金融機関の平均値を使用
2017年は2017年12月末時点の数字を記載
(出所)ビムコジャパンリミテッド

上記数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。

(ご参考)パーゼルⅢについて

- ◆ パーゼルⅢは、主要国の金融監督当局で構成するパーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した、国際的に活動する銀行の健全性の強化や連鎖的破綻の防止を目的とする新たな自己資本規制のことをいいます。本規制は、1988年に銀行の自己資本比率に関する規制「パーゼル規制」として公表、2004年には、金融機関のリスクを厳格化した「パーゼルⅡ」が公表され、パーゼルⅢはそれに次ぐ、新たな規制強化策として公表されています。

※パーゼルⅢは2017年12月に最終見直しを行い、2022年からの段階的導入、2027年での完全実施が最終合意されています。

発行体は世界を代表する金融機関が中心

- 本ファンドが投資対象とするハイブリッド証券の発行体は、国際的な金融システムの安定に欠かせない金融機関（G-SIFIs:ジーシフィーズ）として認定された銀行を中心としています。
- G-SIFIsとして認定された銀行は、世界の銀行の中でもより高い財務健全性が求められています。

G-SIFIsとして認定されている銀行

(2018年11月公表)



※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄の組入れを約束するものでも売買を推奨するものでもありません。
出所:FSB(金融安定理事会)の資料をもとにSBIアセットマネジメントが作成。

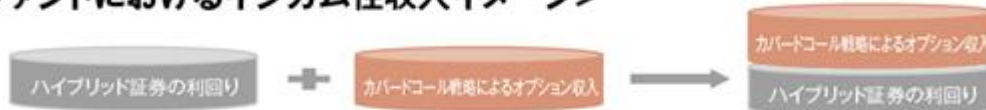
G-SIFIsとは

G-SIFIs(Global Systemically Important Financial Institutions)とは、主要国の中央銀行や金融監督当局などで構成されている金融安定理事会(FSB)が、国際的な金融システムの安定に欠かせないと認定した金融機関をいいます。(毎年改定)

カバードコール戦略～インカム性収入を高める戦略～

- 本ファンドでは、利回り水準の高い証券に投資するだけでなく、米ドル(対円)にカバードコール戦略を用いることで、更なるインカム収入の獲得を目指します。
- ハイブリッド証券の高い利回りに加えて、オプションプレミアムのインカム収入を獲得することで、安定的な配当等収益の確保を目指します。

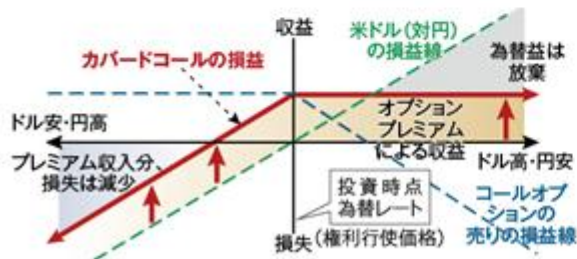
＜本ファンドにおけるインカム性収入イメージ＞



カバードコール戦略の損益イメージ

- 一般にカバードコール戦略とは、「①原資産(株式や通貨)の買い」と「②コールオプションの売建て」を同時に行う戦略のことを指します。本ファンドにおいては、①米ドル(対円)の買いと、②米ドル(対円)を原資産とするコールオプションの売建てを同時に行います。
- 権利行使価格を超える為替差益は放棄するものの、コールオプションの売却による安定的なインカム収入の獲得を目指す戦略です。

カバードコール戦略 損益イメージ



カバードコール戦略の特徴

- 米ドル(対円)の価格推移に関わらず、オプションプレミアム収入が獲得できます。
- ドル安・円高になる場合に、為替差損がプレミアム分軽減されます。
- ドル高・円安になる場合の為替差益を得られなくなりますが、その対価としてオプション・プレミアムの獲得による収益の上乗せが期待できます。

《本ファンドにおけるカバードコールの運営》

- ・ 米ドル(対円)を原資産とする満期1カ月のコールオプション。原則としてカバー率100%、権利行使価格は取引時点の為替レートと同水準とします。
- ・ 満期を迎えるごとに新たな戦略を構築します。
- ・ カバー率とは保有資産に対するオプションのポジションのことをいいます。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年2月26日 信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

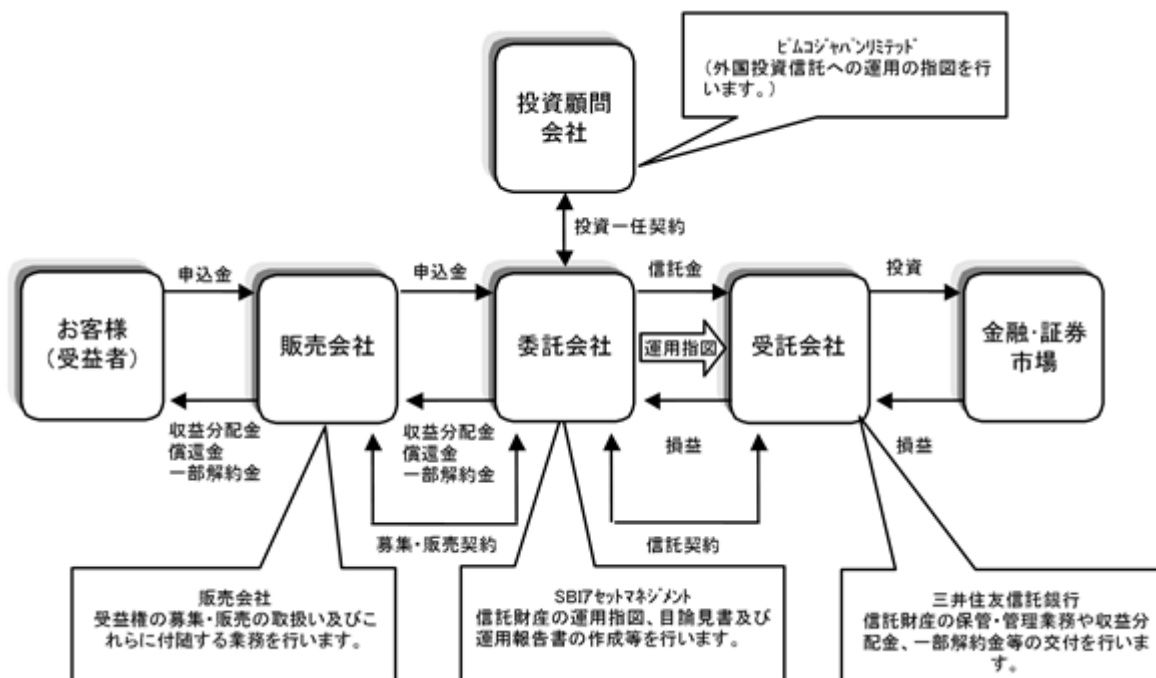
本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



原則として、ビムコバミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドC-クラスJ(C-USD)の投資比率は高位を維持することを基本とします。

投資対象ファンドの詳細は後述「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（2019年2月末日現在）

(i) 資本金

4億20万円

() 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2012年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

| | |
|---------------|---|
| 1986年 8 月29日 | 日債銀投資顧問株式会社として設立 |
| 1987年 2 月20日 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録 |
| 1987年 9 月 9 日 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可 |
| 2000年11月28日 | 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可 |
| 2001年 1 月 4 日 | あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2002年 5 月 1 日 | ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 2005年 7 月 1 日 | SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2007年 9 月30日 | 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号） |

() 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|--------------|-----------------|---------|---------|
| モーニングスター株式会社 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 36,600株 | 100.00% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

本ファンドは、安定的な配当等収益の確保及び信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

2. 運用方針

主として外国投資信託であるピムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドC-クラスJ（C-USD）への投資を通じ、世界の金融機関が発行するCoco債等のハイブリッド証券等に投資します。なお、ハイブリッド証券以外に普通社債等に投資する場合があります。

外国投資信託への投資を通じ、実質的に金融ハイブリッド証券等に投資するとともに、円に対する米ドルのコール・オプションを売却し、オプションプレミアム収入の獲得を目指すカバードコール戦略を活用し、安定的な配当収入の確保を目指します。

原則として、外国投資信託の投資比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

外国投資信託の運用指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主な投資対象

主として外国投資信託である「ピムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドC-クラスJ（C-USD）（バミューダ籍・円建て）」及び国内の証券投資信託である「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という場合があります。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）

4．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとしします。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 1．から4．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第17条第3項）

< 参考情報 >

■ 投資対象ファンドの概要

| | |
|---------------|---|
| 名称 | ビムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドC-クラスJ(C-USD) (バミューダ籍・円建て) |
| 形態 | バミューダ籍外国投資信託／円建て |
| 運用目的・運用方針 | 金融機関が発行するCoCo債(偶発転換証券)等のハイブリッド証券を主要投資対象とし、トータル・リターンを最大化することを目的とします。 ・独自のリサーチとビムコ社の国際的な取引基盤を活用し、主に世界の銀行や保険会社等の金融機関が発行するハイブリッド証券に投資します。 ・ハイブリッド証券の他に、金融機関等の発行する株式、国債及び社債等にも投資することがあります。 ・証券の発行体が属する国による制限は設けません。 ・米ドル(対円)のコールオプションを売却し(以下「カバードコール戦略」といいます)、オプション料(プレミアム)の追加的なリターンの獲得を目指します。 ・カバードコール戦略の想定元本は、通常時において純資産総額と同程度とします。 |
| 主な投資制限 | ・通常時においては、純資産総額の80%以上を金融機関の発行する証券に投資します。 ・普通株式への投資は、純資産総額の10%を上限とします(CoCo債等の転換による取得を除きます)。 ・ソブリン債(政府及び政府機関が発行する債券等)以外の同一の発行体への投資は、純資産総額の7.5%を上限とします。 |
| 収益分配 | 管理会社の判断により原則として毎月、分配を行う方針です。 |
| 運用・管理報酬 | ありません。 |
| その他の費用 | 信託財産に関する租税／組入有価証券の売買委託手数料／ファンド設立にかかる費用／借入金の利息／訴訟関係の費用等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 |
| 決算日 | 6月30日 |
| 管理会社・運用会社 | バシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー |
| 保管会社・管理事務代行会社 | ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ) エス・シー・エイ |
| 名称 | FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用) |
| 運用目的・運用方針 | 主として、「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債及び短期金融商品を含みます。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。 |
| 信託期間 | 原則として無期限(設定日:2010年6月14日) |
| 決算日 | 毎年9月25日(日本の銀行が休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬 | 純資産総額に対し年0.1404%*(税抜0.13%) ※消費税率が10%となった場合は、年0.143%となります。 |
| 委託会社 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト(5~7名程度)による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員(1~3名)及び最高運用責任者、運用部長(1名)及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

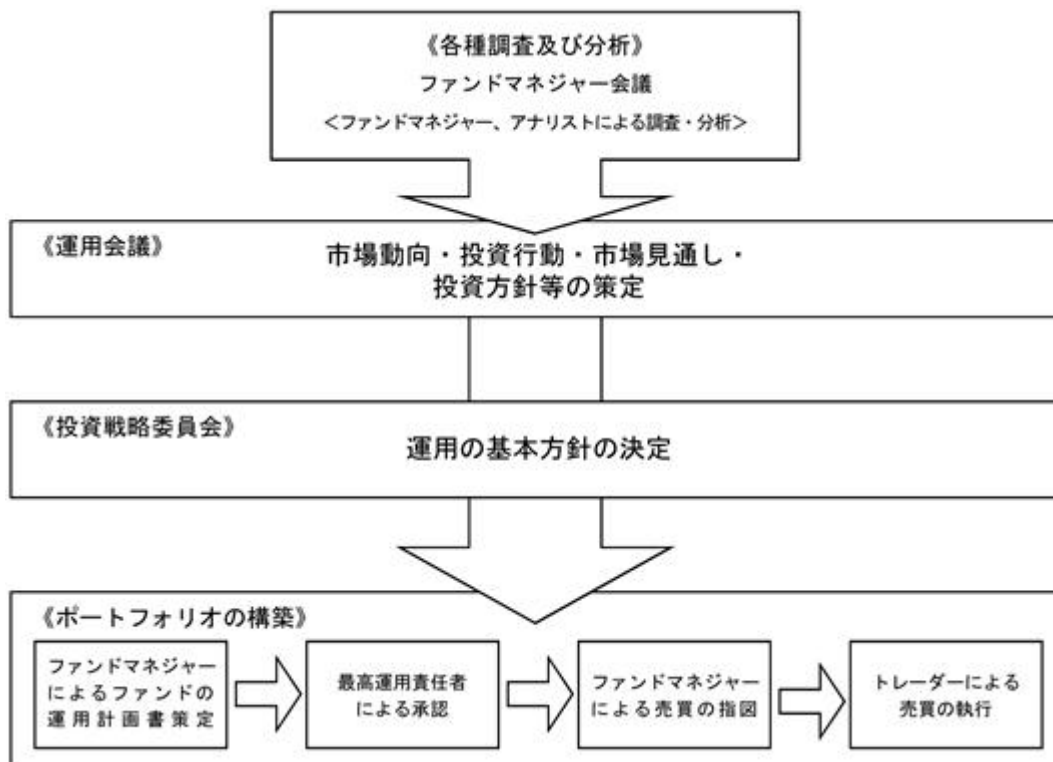
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」(6名程度)、「組合投資委員会」(6名程度)での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス・オフィサーがファンドに係る意思決定を監督します。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払します。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



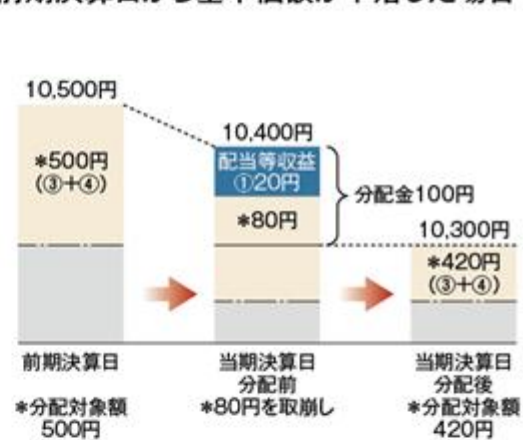
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合



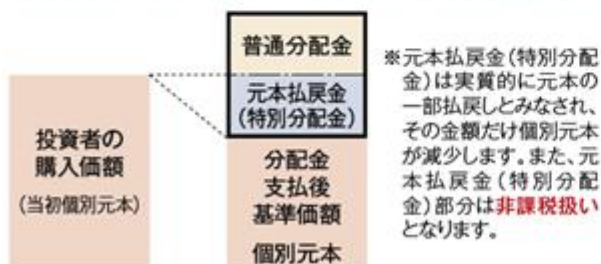
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料及び税金(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- () 外貨建資産への直接投資は行いません。
- () デリバティブの直接利用は行いません。
- () 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- () 株式への直接投資は行いません。

信託約款上のその他の投資制限

- () 公社債の借入れ(信託約款第21条)
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - (ロ) 前期(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 前期(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- () 資金の借入れ(信託約款第27条)
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

3【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様は帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

（金利変動リスク）

金利は、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。また、一般に金利が上昇した場合にはハイブリッド証券の価格は下落します。これらの影響によりハイブリッド証券の価格が下落した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

（信用リスク）

ハイブリッド証券の発行体が経営不振や資金繰りの悪化等に陥った場合に利息の支払いが減額、繰り延べまたは停止されるリスクがあります。また、それが予想される場合にはハイブリッド証券の価格が下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

（ハイブリッド証券への投資に伴う固有のリスク）

- ・一般にハイブリッド証券の法的な弁済順位が普通株式に優先し普通社債より劣後します。したがって、発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。その場合には、本ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。
- ・一般にハイブリッド証券は、繰上償還条項が付与されていますが、繰上償還の実施は発行体の決定によるため、繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、予定期日に償還されない場合、または繰上償還を行わないと予想される場合にはハイブリッド証券の価格が下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ハイブリッド証券の一部には、発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合や、実質破綻状態にあると規制当局が判断した場合等に、普通株式に強制的に転換される、または元本の一部もしくは全部が削減される条項（トリガー条項）等がついているものがあります。これらが実施された場合には損失が一旦確定し、本ファンドの基準価額は影響を受け大きく損失を被ることがあります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うこととなります。
- ・一般にハイブリッド証券は、利息または配当の支払繰延条項が付与されており、発行体の業績及び財務状況等が悪化し経営不振となった場合、利息または配当の支払いが停止・繰延べされることがあります。
- ・ハイブリッド証券に関する法制度の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、本ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

（カバードコール戦略に伴うリスク）

本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が採用するカバードコール戦略では以下のリスクがあります。

- ・米ドル（対円）のコールオプションを売却するカバードコール戦略を活用するため、米ドルが円に対して上昇した場合でも、コール・オプションの権利行使価格以上の値上がり益は放棄することとなります。その場合、米ドルに投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。

- ・売却したコール・オプションの評価値は、売却後に価格水準やボラティリティが上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被り、ファンドの基準価額が下落することがあります。
- ・換金にともないカバードコール戦略を解消する際には、市場動向や市場規模等によっては解消にともなうコストが発生し、ファンドの資産価値が減少する要因となることがあります。
- ・コールオプションの売りを行うことにより得られるオプション・プレミアムの水準は、当該売りを行う時点の価格水準や権利行使水準、ボラティリティ、権利行使日までの期間、金利水準、配当（分配）水準、需給等複数の要因により決まりますので、当初想定したようなオプションプレミアムの水準が確保できない可能性があります。
- ・カバードコール戦略において、特定の権利行使期間で価格が下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した場合の値上がり益は、戦略再構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後に当初の水準まで価格が回復しても、本ファンドの基準価額の回復は緩慢になる可能性があります。

（為替リスク）

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券では、米ドル建て以外で発行される証券については原則として、米ドル建てとなるように為替ヘッジを行います。したがって米ドルの金利が当該通貨の金利より低い場合にはその金利差相当分程度のコストがかかります。

（特定業種への集中投資リスク）

本ファンドは実質的に金融機関が発行するハイブリッド証券を投資対象とするため、金融政策や規制当局の動向など金融セクター固有の要因によって基準価額が変動することがあります。

（カントリーリスク）

投資対象である発行体の国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動します。

これらにより、本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

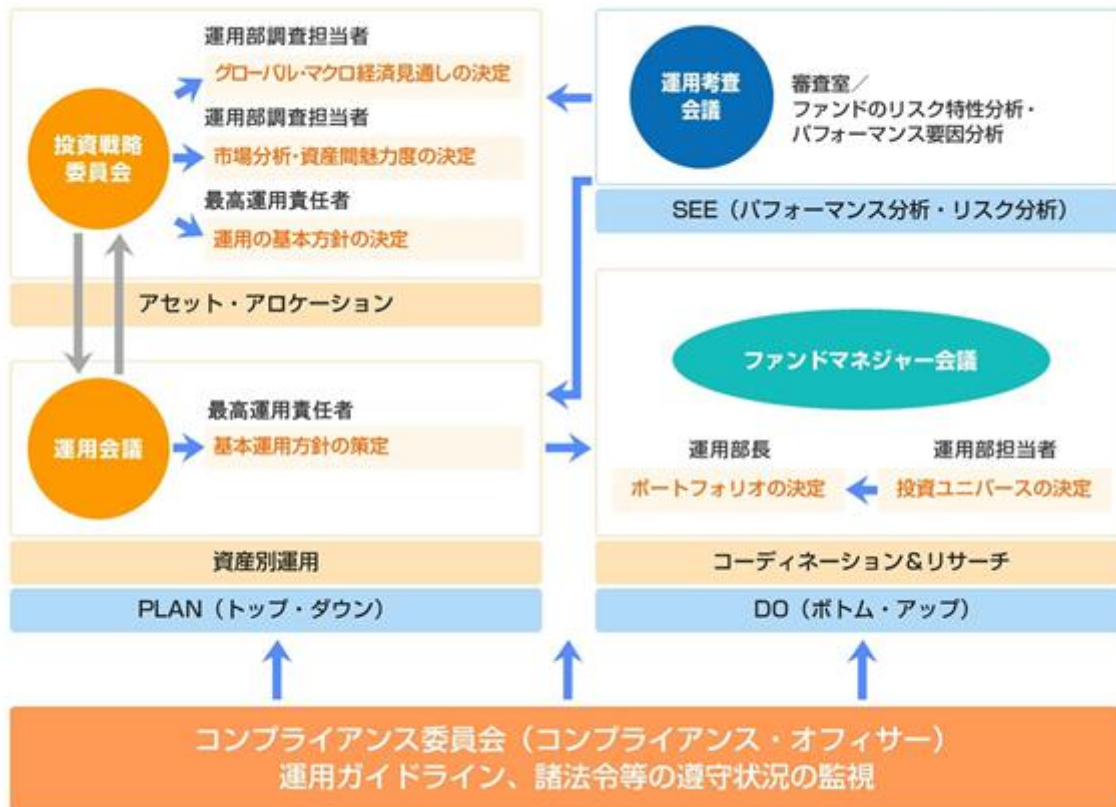
<その他留意事項>

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

| 会議の名称 | 頻度 | 内 容 |
|-------------|-------|--|
| 投資戦略委員会 | 原則月1回 | 常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。 |
| 運用会議 | 原則月1回 | 最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。 |
| 運用考査会議 | 原則月1回 | 常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。 |
| ファンドマネジャー会議 | 随時 | 運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。 |
| 未公開株投資委員会 | 随時 | 最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。 |
| 組合投資委員会 | 随時 | 最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。 |
| コンプライアンス委員会 | 原則月1回 | 常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。 |

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

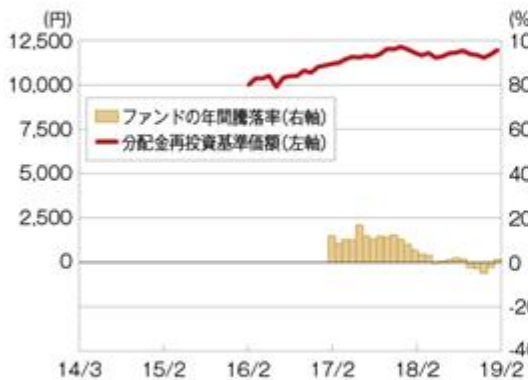
機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2014年3月～2019年2月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド:2017年2月～2019年2月
代表的な資産クラス:2014年3月～2019年2月

- *上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- *ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。
- *代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株 …… MSCI KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)
 - 新興国株 …… MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 - 日本国債 …… NOMURA-BPI国債
 - 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 - 新興国債 …… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〈著作権等について〉

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース) は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

* 申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年1.9818%（税抜：年1.835%）を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

消費税率が10%となった場合は年2.0185%となります。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

なお、委託会社の信託報酬には、運用指図に関する権限の一部を委託する投資顧問会社（ピムコジャパンリミテッド）に対する報酬年0.9072%（税抜：年0.84%）が含まれます。

消費税率が10%となった場合は年0.924%となります。

信託報酬の配分（税抜）

| 支払先 | 料率 | 役務の内容 |
|------|---------|---|
| 委託会社 | 年1.11% | ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価（投資顧問会社への運用指図権限の一部委託に関する報酬を含む） |
| 販売会社 | 年0.7% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 年0.025% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

<その他本ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる信託報酬>

・ピムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドC-クラスJ（C-USD）（バミューダ籍・円建て）は、運用報酬などかかりません。委託会社の信託報酬から本ファンドの投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドに対する報酬が支払われます。

・FOFS用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）は、本ファンドが組入れる日々の残高に対し年0.1404%（税抜：年0.13%）を乗じて得た額を間接的にご負担いただきます。

消費税率が10%となった場合は、年0.143%となります。

（４）【その他の手数料等】

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）、信託財産にかかる会計監査費用及び受託会社の立替えた立替金の利息及びこれらの手数料等にかかる消費税等は、受益者の負担とし信託財産中から差し引かれます。

信託財産にかかる会計監査費用は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2019年2月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

イ.収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除の適用が可能です。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ.解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2019年 2月28日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|-------|---------------|-------------|
| 投資信託受益証券 | バミューダ | 4,965,255,095 | 97.98 |
| | 日本 | 993,782 | 0.02 |
| | 小計 | 4,966,248,877 | 98.00 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 101,597,105 | 2.00 |
| 合計(純資産総額) | | 5,067,845,982 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年 2月28日現在)

| 国/ 地域 | 種 類 | 銘 柄 名 | 数 量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-----------|--------------|------------------------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| バミュー ダ | 投資信託受 益証券 | ビムコ・バミューダ・キャピタル・ セキュリティーズ・ファンドC | 1,227,504.35 | 3.981 | 4,886,694,817 | 4,045 | 4,965,255,095 | 97.98 |
| 日本 | 投資信託受 益証券 | F O F s 用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用) | 1,002,909 | 0.9909 | 993,782 | 0.9909 | 993,782 | 0.02 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2019年 2月28日現在)

| 種 類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.00 |
| 合 計 | 98.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ 3 ） 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年 2月28日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 年 月 日 | 純資産総額 (円) | | 1万口当たり純資産額 (円) | |
|-----------------------|---------------|---------------|-------------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1特定期間末 (2016年 8月17日) | 2,297,053,225 | 2,308,500,836 | 10,033 | 10,083 |
| 第2特定期間末 (2017年 2月17日) | 2,187,654,142 | 2,202,222,679 | 10,511 | 10,581 |
| 第3特定期間末 (2017年 8月17日) | 3,942,828,693 | 3,988,266,015 | 10,413 | 10,533 |
| 第4特定期間末 (2018年 2月19日) | 6,731,644,515 | 6,822,079,744 | 9,677 | 9,807 |
| 第5特定期間末 (2018年 8月17日) | 6,191,474,259 | 6,281,527,475 | 8,938 | 9,068 |
| 第6特定期間末 (2019年 2月18日) | 5,011,896,622 | 5,059,018,514 | 8,509 | 8,589 |
| 2018年 2月末日 | 6,897,300,494 | | 9,779 | |
| 3月末日 | 6,759,924,654 | | 9,530 | |
| 4月末日 | 6,978,610,676 | | 9,517 | |
| 5月末日 | 6,679,426,061 | | 9,168 | |
| 6月末日 | 6,521,926,808 | | 9,105 | |
| 7月末日 | 6,390,561,924 | | 9,114 | |
| 8月末日 | 6,253,236,351 | | 9,017 | |
| 9月末日 | 6,081,269,281 | | 9,009 | |
| 10月末日 | 5,556,135,965 | | 8,793 | |
| 11月末日 | 5,105,322,063 | | 8,665 | |
| 12月末日 | 5,095,572,891 | | 8,478 | |
| 2019年 1月末日 | 5,066,606,548 | | 8,535 | |
| 2月末日 | 5,067,845,982 | | 8,638 | |

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

| 期 間 | 計算期間 | 1万口当たりの分配金（円） |
|--------|-------------------------|---------------|
| 第1特定期間 | 2016年 2月26日～2016年 8月17日 | 250 |
| 第2特定期間 | 2016年 8月18日～2017年 2月17日 | 340 |
| 第3特定期間 | 2017年 2月18日～2017年 8月17日 | 590 |
| 第4特定期間 | 2017年 8月18日～2018年 2月19日 | 760 |
| 第5特定期間 | 2018年 2月20日～2018年 8月17日 | 780 |
| 第6特定期間 | 2018年 8月18日～2019年 2月18日 | 480 |

【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率（％） |
|--------|-------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 2016年 2月26日～2016年 8月17日 | 2.83 |
| 第2特定期間 | 2016年 8月18日～2017年 2月17日 | 8.15 |
| 第3特定期間 | 2017年 2月18日～2017年 8月17日 | 4.68 |
| 第4特定期間 | 2017年 8月18日～2018年 2月19日 | 0.23 |
| 第5特定期間 | 2018年 2月20日～2018年 8月17日 | 0.42 |
| 第6特定期間 | 2018年 8月18日～2019年 2月18日 | 0.57 |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1特定期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定数量 （口） | 解約数量 （口） | 発行済み数量 （口） |
|--------|-------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 第1特定期間 | 2016年 2月26日～2016年 8月17日 | 3,455,971,174 | 1,166,448,883 | 2,289,522,291 |
| 第2特定期間 | 2016年 8月18日～2017年 2月17日 | 880,079,361 | 1,088,381,950 | 2,081,219,702 |
| 第3特定期間 | 2017年 2月18日～2017年 8月17日 | 2,334,766,453 | 629,542,633 | 3,786,443,522 |
| 第4特定期間 | 2017年 8月18日～2018年 2月19日 | 3,765,838,156 | 595,725,580 | 6,956,556,098 |
| 第5特定期間 | 2018年 2月20日～2018年 8月17日 | 1,175,945,718 | 1,205,331,312 | 6,927,170,504 |
| 第6特定期間 | 2018年 8月18日～2019年 2月18日 | 543,237,996 | 1,580,171,893 | 5,890,236,607 |

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

基準価額・純資産の推移

(基準日:2019年2月28日)

(設定日(2016年2月26日)~2019年2月28日)



| | |
|--------------|---------|
| 基準価額(1万口当たり) | 8,638円 |
| 純資産総額 | 50.67億円 |

分配の推移(1万口当たり、税引前)

| 決算期 | 金額 |
|-------------------|--------|
| 第31期(2018年10月17日) | 80円 |
| 第32期(2018年11月19日) | 80円 |
| 第33期(2018年12月17日) | 80円 |
| 第34期(2019年1月17日) | 80円 |
| 第35期(2019年2月18日) | 80円 |
| 直近1年間累計 | 1,260円 |
| 設定来累計 | 3,200円 |

主要な資産の状況

《構成比率》

| | 比率 |
|---|---------|
| ビムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドCークラスJ(C-USD)(バミューダ籍・円建て) | 97.98% |
| FOFs用短期金融資産ファンド | 0.02% |
| 現金等 | 2.00% |
| 合計 | 100.00% |

※構成比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
 ※「現金等」には未払金を含むため、マイナス表示になる場合があります。
 ※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《投資対象ファンドにおける組入上位10銘柄》

ビムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドCークラスJ(C-USD)(バミューダ籍・円建て)

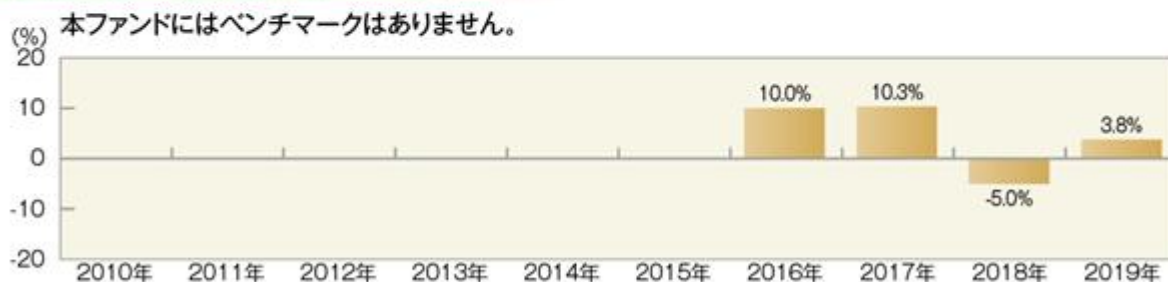
| 銘柄名 | 発行国 | 債券種別 | 償還日 | 債券格付け | | クーポン | 組入比率 |
|-------------------------|------|-------|------------|--------|-----|--------|-------|
| | | | | ムーディーズ | S&P | | |
| 1 ラボバンク | オランダ | 優先証券 | — | — | — | 6.50% | 4.65% |
| 2 ネーションワイド・ビルディング・ソサエティ | 英国 | 優先証券 | — | — | — | 10.25% | 4.24% |
| 3 HSBC | 英国 | CoCo債 | — | Baa3 | — | 6.00% | 3.72% |
| 4 KBC銀行 | ベルギー | CoCo債 | — | — | BB+ | 4.25% | 3.57% |
| 5 ロイズ・バンキング・グループ | 英国 | CoCo債 | — | Baa3 | BB- | 7.88% | 3.44% |
| 6 インターザ・サンパオロ・エッセ・ビー・ア | イタリア | CoCo債 | — | Ba3 | BB- | 7.75% | 3.41% |
| 7 サンタンデル銀行 | 英国 | CoCo債 | — | Ba1 | B+ | 7.38% | 3.39% |
| 8 サンタンデル銀行 | スペイン | CoCo債 | — | Ba1 | — | 6.25% | 3.28% |
| 9 パークレイズ | 英国 | CoCo債 | 2022/11/21 | — | BB+ | 7.63% | 2.78% |
| 10 ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行 | スペイン | CoCo債 | — | Ba2 | — | 8.88% | 2.59% |

※銘柄名については実質的な発行体名を表示しております。

※CoCo債にはパーゼルⅢ対応型劣後債を含みます。

※債券格付は、ムーディーズ社もしくはS&P社による格付を採用し、表中の左側がムーディーズ社、右側がS&P社による格付を記載しています。
 なお、格付がない場合は、「—」にて表記しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2016年は設定日2016年2月26日(10,000円)から12月末まで、2019年は2月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

()お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

したがって、販売会社の申込締切時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

(注) 販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として、申込みができません。

申込日当日が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

()お申込単位

・ 分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

分配金受取コース

分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(i)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

()お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

()お申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にご確認ください。なお、前記()に記載の照会先においてもご確認いただけます。

* 申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

a.換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

（注）販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として、申込みができません。

申込日当日が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

b.換金単位

最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/ |
|---|

c.換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については前記b.の照会先においてもご確認いただけます。

d.換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して6営業日目以降にお支払いいたします。

e.その他

信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込みを保留または取消することができます。前記により受益権の一部解約のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受けられたかかるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（基準価額は便宜上1万口当たりで表示される場合があります。）

() 主な投資対象資産の評価方法

| | |
|--------|---|
| 投資信託証券 | 原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日で評価します。 |
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額 |

() 基準価額の算出頻度・照会方法

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。

なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は信託契約締結日から、2026年2月17日までとします。

ただし、信託期間の延長が有利と認めるときは信託期間を延長することがあります。一方、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎月18日から翌月17日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

（ ） 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

前記からまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、前記の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記からまでの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（ ） その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「（ ）約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 約款変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

委託会社は、前記の事項（前記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbi-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

() 運用報告書

本ファンドは、毎年2月、8月の決算時及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

() 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

積立投資契約を締結している場合は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

() 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

() 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月(特定期間)ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2018年8月18日から2019年2月18日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【ピムコ世界金融ハイブリッド証券戦略ファンド（毎月決算型・通貨プレミアム）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5特定期間 〔2018年8月17日現在〕 | 第6特定期間 〔2019年2月18日現在〕 |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 168,627,932 | 102,814,307 |
| 投資信託受益証券 | 6,148,052,270 | 4,966,186,156 |
| 未収入金 | 15,000,000 | 4,000,000 |
| 流動資産合計 | 6,331,680,202 | 5,073,000,463 |
| 資産合計 | 6,331,680,202 | 5,073,000,463 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 1,000,000 | - |
| 未払収益分配金 | 90,053,216 | 47,121,892 |
| 未払解約金 | 37,029,938 | 4,043,102 |
| 未払受託者報酬 | 146,315 | 119,856 |
| 未払委託者報酬 | 10,593,302 | 8,677,615 |
| 未払利息 | 461 | 281 |
| その他未払費用 | 1,382,711 | 1,141,095 |
| 流動負債合計 | 140,205,943 | 61,103,841 |
| 負債合計 | 140,205,943 | 61,103,841 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 6,927,170,504 | 5,890,236,607 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 735,696,245 | 878,339,985 |
| （分配準備積立金） | 770,221,301 | 1,019,073,825 |
| 元本等合計 | 6,191,474,259 | 5,011,896,622 |
| 純資産合計 | 6,191,474,259 | 5,011,896,622 |
| 負債純資産合計 | 6,331,680,202 | 5,073,000,463 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 第5特定期間 自 2018年2月20日 至 2018年8月17日 | 第6特定期間 自 2018年8月18日 至 2019年2月18日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 881,214,302 | 824,308,471 |
| 有価証券売買等損益 | 789,031,915 | 730,174,585 |
| 営業収益合計 | 92,182,387 | 94,133,886 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 64,918 | 58,258 |
| 受託者報酬 | 887,480 | 757,486 |
| 委託者報酬 | 64,253,859 | 54,842,007 |
| その他費用 | 1,385,177 | 1,151,496 |
| 営業費用合計 | 66,591,434 | 56,809,247 |
| 営業利益又は営業損失() | 25,590,953 | 37,324,639 |
| 経常利益又は経常損失() | 25,590,953 | 37,324,639 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 25,590,953 | 37,324,639 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 6,086,185 | 3,302,485 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 224,911,583 | 735,696,245 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 73,388,503 | 188,285,660 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 73,388,503 | 188,285,660 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 61,216,993 | 71,489,573 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 61,216,993 | 71,489,573 |
| 分配金 | 554,633,310 | 300,066,951 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 735,696,245 | 878,339,985 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎月18日から翌月17日まで、又特定期間は原則として、毎年2月18日から8月17日まで及び8月18日から翌年2月17日としておりますが、当特定期間末日が休業日のため、当特定期間は2018年 8月18日から2019年 2月18日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第5特定期間 2018年 8月17日現在 | 第6特定期間 2019年 2月18日現在 |
|-------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数 | 6,927,170,504口 | 5,890,236,607口 |
| 2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 735,696,245円 | 878,339,985円 |
| 3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | 0.8938円 (8,938円) | 0.8509円 (8,509円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第5特定期間 自 2018年 2月20日 至 2018年 8月17日 | 第6特定期間 自 2018年 8月18日 至 2019年 2月18日 |
|-------------|---|---|
| 1. 分配金の計算過程 | <p>(自2018年 2月20日 至2018年 3月19日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(131,059,615円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,867,982,920円)、及び分配準備積立金(621,407,479円)より、分配対象収益は2,620,450,014円(1万口当たり3,696.77円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり130円の分配を行っております。</p> <p>(自2018年 3月20日 至2018年 4月17日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(133,632,166円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,899,428,745円)、及び分配準備積立金(645,243,727円)より、分配対象収益は2,678,304,638円(1万口当たり3,755.90円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり130円の分配を行っております。</p> | <p>(自2018年 8月18日 至2018年 9月18日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(133,916,978円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,911,524,115円)、及び分配準備積立金(755,462,859円)より、分配対象収益は2,800,903,952円(1万口当たり4,065.26円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり80円の分配を行っております。</p> <p>(自2018年 9月19日 至2018年10月17日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(127,553,154円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,816,043,990円)、及び分配準備積立金(783,571,156円)より、分配対象収益は2,727,168,300円(1万口当たり4,180.87円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり80円の分配を行っております。</p> |

| | | |
|---------|---|---|
| | <p>(自2018年 4月18日 至2018年 5月17日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(139,346,847円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,992,260,885円)、及び分配準備積立金(672,007,542円)より、分配対象収益は2,803,615,274円(1万口当たり3,815.95円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり130円の分配を行っております。</p> <p>(自2018年 5月18日 至2018年 6月18日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(134,502,345円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,937,277,472円)、及び分配準備積立金(683,837,461円)より、分配対象収益は2,755,617,278円(1万口当たり3,875.28円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり130円の分配を行っております。</p> <p>(自2018年 6月19日 至2018年 7月17日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(135,667,009円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,938,619,893円)、及び分配準備積立金(705,826,329円)より、分配対象収益は2,780,113,231円(1万口当たり3,937.94円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり130円の分配を行っております。</p> <p>(自2018年 7月18日 至2018年 8月17日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(133,281,648円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,910,980,123円)、及び分配準備積立金(726,992,869円)より、分配対象収益は2,771,254,640円(1万口当たり4,000.55円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり130円の分配を行っております。</p> | <p>(自2018年10月18日 至2018年11月19日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(123,258,390円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,720,811,735円)、及び分配準備積立金(808,421,300円)より、分配対象収益は2,652,491,425円(1万口当たり4,301.00円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり80円の分配を行っております。</p> <p>(自2018年11月20日 至2018年12月17日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(125,395,019円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,733,299,362円)、及び分配準備積立金(830,187,179円)より、分配対象収益は2,688,881,560円(1万口当たり4,427.55円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり80円の分配を行っております。</p> <p>(自2018年12月18日 至2019年 1月17日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(124,360,254円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,710,525,821円)、及び分配準備積立金(882,895,281円)より、分配対象収益は2,717,781,356円(1万口当たり4,556.05円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり80円の分配を行っております。</p> <p>(自2019年 1月18日 至2019年 2月18日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益(124,501,976円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,694,844,595円)、及び分配準備積立金(941,693,741円)より、分配対象収益は2,761,040,312円(1万口当たり4,687.47円)となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり80円の分配を行っております。</p> |
| 2. 追加情報 | <p>2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。</p> <p>2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。</p> | |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第5特定期間 自 2018年 2月20日 至 2018年 8月17日 | 第6特定期間 自 2018年 8月18日 至 2019年 2月18日 |
|------------------------|--|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等にさらされております。 | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等にさらされております。 |
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> | <p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第5特定期間 2018年 8月17日現在 | 第6特定期間 2019年 2月18日現在 |
|----------------------------------|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4. 金銭債権及び満期のある有価証券の特定期間末日後の償還予定額 | 金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。 | 金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第5特定期間 自 2018年 2月20日 至 2018年 8月17日 | 第6特定期間 自 2018年 8月18日 至 2019年 2月18日 |
|----------|--|--|
| | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円） | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円） |
| 投資信託受益証券 | 180,820,373 | 27,825,733 |
| 合計 | 180,820,373 | 27,825,733 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第5特定期間 自 2018年 2月20日 至 2018年 8月17日 | 第6特定期間 自 2018年 8月18日 至 2019年 2月18日 |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（元本の移動）

| 項目 | 第5特定期間 | 第6特定期間 |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 2018年 2月20日 至 2018年 8月17日 | 自 2018年 8月18日 至 2019年 2月18日 |
| 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| 期首元本額 | 6,956,556,098円 | 6,927,170,504円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,175,945,718円 | 543,237,996円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,205,331,312円 | 1,580,171,893円 |

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額(口) | 評価額 | 備考 |
|----------|--------------------------------|-------------|---------------|----|
| 投資信託受益証券 | ピムコ・バミューダ・キャピタル・セキュリティーズ・ファンドC | 1,247,222.4 | 4,965,192,374 | |
| | F O F s 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用） | 1,002,909 | 993,782 | |
| 合計 | | 2,250,131.4 | 4,966,186,156 | |

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

| | 2019年 2月28日現在 |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 5,074,230,947円 |
| 負債総額 | 6,384,965円 |
| 純資産総額(-) | 5,067,845,982円 |
| 発行済口数 | 5,866,619,577口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.8638円 |
| (1万口当たり純資産額) | (8,638円) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡
受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額

- () 資本金の額(2019年2月末日現在)
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
- () 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- (iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

() 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員・最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2019年2月末日現在)

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|-----------|----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 54 | 247,452 |
| 単位型株式投資信託 | 2 | 6,289 |

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）の財務諸表については、優成監査法人による監査を受けております。

また、当事業年度に係る中間会計期間（自平成30年4月1日至平成30年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている優成監査法人は、平成30年7月2日に太陽有限責任監査法人と合併し、太陽有限責任監査法人と名称を変更しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,190,923 | 656,253 |
| 前払費用 | 18,512 | 36,884 |
| 未収委託者報酬 | 233,608 | 502,468 |
| 未収運用受託報酬 | 8,533 | |
| 繰延税金資産 | 3,150 | 9,353 |
| その他 | 11,264 | 15,614 |
| 流動資産合計 | 1,465,992 | 1,220,574 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 53 | 1,121 |
| 器具備品 | 1,857 | 1,446 |
| 有形固定資産合計 | 1,910 | 2,567 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 67 | 67 |
| ソフトウェア | 2,536 | 5,708 |
| 商標権 | 1,509 | 1,330 |
| 無形固定資産合計 | 4,113 | 7,105 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 913,644 |
| 関係会社株式 | 127,776 | 127,776 |
| 繰延税金資産 | | 26,595 |
| 長期差入保証金 | 19,856 | 19,856 |
| その他 | | 3,360 |
| 投資その他の資産合計 | 147,633 | 1,091,233 |
| 固定資産合計 | 153,657 | 1,100,906 |
| 資産合計 | 1,619,650 | 2,321,480 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 477 | 4,011 |
| 未払金 | 222,657 | 455,275 |
| 未払手数料 | 198,172 | 419,007 |
| 未払法人税等 | 48,193 | 143,048 |
| 未払消費税等 | 8,854 | 33,817 |
| 流動負債合計 | 280,183 | 636,152 |
| 負債合計 | 280,183 | 636,152 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 400,200 | 400,200 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 30,012 | 30,012 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 909,254 | 1,315,376 |
| 利益剰余金合計 | 939,266 | 1,345,388 |
| 株主資本合計 | 1,339,466 | 1,745,588 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 60,260 |
| 評価・換算差額等合計 | | 60,260 |
| 純資産合計 | 1,339,466 | 1,685,327 |
| 負債純資産合計 | 1,619,650 | 2,321,480 |

（ 2 ） 【 損益計算書 】

（単位：千円）

| | 前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日) |
|-----------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 1,661,953 | 3,207,709 |
| 運用受託報酬 | 45,489 | 16,380 |
| 投資顧問料 | 4,011 | |
| その他営業収益 | | 4,500 |
| 営業収益合計 | 1,711,454 | 3,228,590 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1,014,112 | 2,173,300 |
| 広告宣伝費 | 686 | 48,444 |
| 調査費 | 25,912 | 27,077 |
| 調査費 | 25,912 | 27,077 |
| 委託計算費 | 96,123 | 121,126 |
| 営業雑経費 | 13,344 | 23,392 |
| 通信費 | 827 | 1,208 |
| 印刷費 | 9,975 | 19,323 |
| 協会費 | 2,171 | 2,049 |
| 諸会費 | 49 | 183 |
| その他営業雑経費 | 319 | 628 |
| 営業費用合計 | 1,150,178 | 2,393,341 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 134,722 | 156,504 |
| 役員報酬 | 27,378 | 44,607 |
| 給料・手当 | 107,343 | 111,896 |
| 交際費 | 75 | 169 |
| 旅費交通費 | 3,787 | 7,996 |
| 福利厚生費 | 19,124 | 20,444 |
| 租税公課 | 7,729 | 11,602 |
| 不動産賃借料 | 17,574 | 18,383 |
| 消耗品費 | 1,751 | 1,772 |
| 事務委託費 | 11,556 | 10,188 |
| 退職給付費用 | 4,300 | 4,578 |
| 固定資産減価償却費 | 1,973 | 2,422 |
| 諸経費 | 11,737 | 13,285 |
| 一般管理費合計 | 214,332 | 247,348 |
| 営業利益 | 346,943 | 587,900 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 55 | 19 |
| 為替差益 | | 0 |
| 雑収入 | 923 | 602 |
| 営業外収益合計 | 978 | 622 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 13 | |
| 為替差損 | 0 | |
| 雑損失 | | 486 |
| 営業外費用合計 | 13 | 486 |
| 経常利益 | 347,908 | 588,035 |
| 税引前当期純利益 | 347,908 | 588,035 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) | (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日) |
| 法人税、住民税及び事業税 | 105,400 | 188,117 |
| 法人税等調整額 | 2,371 | 6,202 |
| 法人税等合計 | 107,771 | 181,914 |
| 当期純利益 | 240,136 | 406,121 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------|---------|--------|--------------|-----------------|------------|----------------------|----------------|-------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | 利益準備金 | その他 利益剰余金 | 利益 剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 30,012 | 669,117 | 699,129 | 1,099,329 | | 1,099,329 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | 240,136 | 240,136 | 240,136 | | 240,136 | |
| 当期変動額合計 | | | 240,136 | 240,136 | 240,136 | | 240,136 | |
| 当期末残高 | 400,200 | 30,012 | 909,254 | 939,266 | 1,339,466 | | 1,339,466 | |

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|--------|--------------|-----------------|------------|----------------------|----------------|-------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | 利益準備金 | その他 利益剰余金 | 利益 剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 30,012 | 909,254 | 939,266 | 1,339,466 | | 1,339,466 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | 406,121 | 406,121 | 406,121 | | 406,121 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | 60,260 | 60,260 | |
| 当期変動額合計 | | | 406,121 | 406,121 | 406,121 | 60,260 | 60,260 | |
| 当期末残高 | 400,200 | 30,012 | 1,315,376 | 1,345,388 | 1,745,588 | 60,260 | 1,685,327 | |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が3-15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成29年3月31日) | | 当事業年度 (平成30年3月31日) | |
|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| * | 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 | * | 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 |
| | 建物 0千円 | | 建物 110千円 |
| | 器具備品 3,519千円 | | 器具備品 4,024千円 |
| | 合計 3,520千円 | | 合計 4,135千円 |

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 36,600 | | | 36,600 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 36,600 | | | 36,600 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|--------------|-----------|----|
| (1) 預金 | 1,190,923 | 1,190,923 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 233,608 | 233,608 | |
| (3) 未収運用受託報酬 | 8,533 | 8,533 | |
| 資産計 | 1,433,065 | 1,433,065 | |
| 未払金 | 222,657 | 222,657 | |
| 負債計 | 222,657 | 222,657 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| (1) 子会社株式 | 127,776 |
| (2) 長期差入保証金 | 19,856 |

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 |
|----------|-----------|
| 預金 | 1,190,923 |
| 未収委託者報酬 | 233,608 |
| 未収運用受託報酬 | 8,533 |
| 合計 | 1,433,065 |

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|--------------|-----------|----|
| (1) 預金 | 656,253 | 656,253 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 502,468 | 502,468 | |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 913,644 | 913,644 | |
| 資産計 | 2,072,366 | 2,072,366 | |
| 未払金 | 455,275 | 455,275 | |
| 負債計 | 455,275 | 455,275 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| (1) 子会社株式 | 127,776 |
| (2) 長期差入保証金 | 19,856 |

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 |
|---------|-----------|
| 預金 | 656,253 |
| 未収委託者報酬 | 502,468 |
| 合計 | 1,158,722 |

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

（単位：千円）

| 区分 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|--------|----------|-----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | | | |
| | 小計 | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | 913,644 | 1,000,500 | 86,855 |
| | 小計 | 913,644 | 1,000,500 | 86,855 |
| 合計 | | 913,644 | 1,000,500 | 86,855 |

3. 売却したその他有価証券

（単位：千円）

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|--------|--------|---------|---------|
| (1)株式 | | | |
| (2)債券 | | | |
| (3)その他 | 24,133 | | 486 |
| 合計 | 24,133 | | 486 |

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）4,300千円、当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）4,578千円であります。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-------|-------|-----------|--------|-------|-----|---------|-------|-----|-----|-----------------|---------------|--------|--------|-----------------|--------------|---|--------|--|-------|-------|-----------|--------|-------|-------|---------|-------|--------------|--------|-----|-----|-----------------|---------------|--------|--------|-----------------|---------------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">19,114</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">364</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">2,409</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">376</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">22,703</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">19,552</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">3,150</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | | 電話加入権 | 438千円 | 関係会社株式評価損 | 19,114 | 未払事業税 | 364 | その他未払税金 | 2,409 | その他 | 376 | 繰延税金資産小計 | 22,703 | 評価性引当額 | 19,552 | 繰延税金資産合計 | 3,150 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">19,114</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">6,752</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">2,301</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">26,595</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">299</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">55,501</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">19,552</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">35,948</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | | 電話加入権 | 438千円 | 関係会社株式評価損 | 19,114 | 未払事業税 | 6,752 | その他未払税金 | 2,301 | その他有価証券評価差額金 | 26,595 | その他 | 299 | 繰延税金資産小計 | 55,501 | 評価性引当額 | 19,552 | 繰延税金資産合計 | 35,948 |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話加入権 | 438千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係会社株式評価損 | 19,114 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 364 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他未払税金 | 2,409 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 376 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 22,703 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 19,552 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 3,150 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話加入権 | 438千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係会社株式評価損 | 19,114 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 6,752 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他未払税金 | 2,301 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 26,595 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 299 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 55,501 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 19,552 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 35,948 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p> | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>同左</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（セグメント情報）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|--|---------|
| グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド （毎月分配型） | 273,228 |
| SBI/アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド（F O F s用）（適格機関投資家専用） | 183,987 |

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|--------------------------------------|---------|
| グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型) | 489,935 |
| SBI日本小型成長株選抜ファンド | 472,434 |
| SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型) | 347,593 |
| SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ | 323,110 |

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-----|-----------------|-------|-----------------------|----------------|-------------------------------|------------------|--------------|------------------|-----------------|------------------|
| 親会社 | SBIホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 81,681 | グループの 統括・運営 | (被所有) 間接 49.5% | 不動産設備利用 役員の兼任 | 事務所敷 金の差入 | | 長期差 入保証 金 | 19,802 |

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産設備利用に係る保証条件は、同社に適用される保証条件と同一の条件となっております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-------------------------|----------------|-------|-----------------------|---------------|-------------------------------|-----------|---------------|------------------|-----|------------------|
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | 株式会社SBI証券 | 東京都港区 | 48,323 | 証券業 | | 販売委託 | 販売委託 支払手数料 | 397,985 | 未払金 | 73,724 |

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社(東京証券取引所 ジャスダック市場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-------------------------|----------------|-------|-----------------------|---------------|-------------------------------|-----------|---------------|------------------|-----|------------------|
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | 株式会社SBI証券 | 東京都港区 | 48,323 | 証券業 | | 販売委託・販促 | 販売委託 支払手数料 | 862,570 | 未払金 | 135,442 |
| | | | | | | | 広告宣伝 費 | 1,495 | | |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社(東京証券取引所 ジャスダック市場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 | 当事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 |
|------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 36,597円44銭 | 46,047円21銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 6,561円11銭 | 11,096円21銭 |
| | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 | 当事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 |
|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 当期純利益(千円) | 240,136 | 406,121 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 240,136 | 406,121 |
| 期中平均株式数(株) | 36,600 | 36,600 |

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成30年9月30日)

| | |
|------------|-----------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 714,332 |
| 前払費用 | 31,662 |
| 未収委託者報酬 | 581,481 |
| その他 | 14,621 |
| 流動資産合計 | 1,342,098 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 11,977 |
| 器具備品 | 2,588 |
| 有形固定資産合計 | 14,565 |
| 無形固定資産 | |
| 電話加入権 | 67 |
| ソフトウェア | 4,822 |
| 商標権 | 1,369 |
| 無形固定資産合計 | 6,259 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 872,429 |
| 関係会社株式 | 127,776 |
| 長期差入保証金 | 19,856 |
| 繰延税金資産 | 44,915 |
| その他 | 1,836 |
| 投資その他の資産合計 | 1,066,813 |
| 固定資産合計 | 1,087,638 |
| 資産合計 | 2,429,737 |

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成30年9月30日)

| | |
|--------------|-----------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 4,981 |
| 未払金 | 422,430 |
| 未払手数料 | 385,319 |
| 未払法人税等 | 104,916 |
| 未払消費税等 | 214,524 |
| 流動負債合計 | 546,853 |
| 負債合計 | 546,853 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 400,200 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 30,012 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 1,538,891 |
| 利益剰余金合計 | 1,568,903 |
| 株主資本合計 | 1,969,103 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 86,219 |
| 評価・換算差額等合計 | 86,219 |
| 純資産合計 | 1,882,883 |
| 負債純資産合計 | 2,429,737 |

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 平成30年4月1日
至 平成30年9月30日)

| | |
|--------------|-----------|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 1,824,636 |
| 営業収益合計 | 1,824,636 |
| 営業費用 | 1,345,793 |
| 一般管理費 | 153,693 |
| 営業利益 | 325,149 |
| 営業外収益 | 1,163 |
| 営業外費用 | 284 |
| 経常利益 | 326,027 |
| 特別損失 | 2,863 |
| 税引前中間純利益 | 323,163 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 97,159 |
| 法人税等調整額 | 2,489 |
| 法人税等合計 | 99,648 |
| 中間純利益 | 223,514 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8 - 15年、器具備品が3 - 15年です。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（追加情報）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 当中間会計期間 (平成30年9月30日) |
|------|-------------------------|
| 建物 | 458千円 |
| 器具備品 | 4,333千円 |

2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

減価償却実施額

| | 当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日) |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 752千円 |
| 無形固定資産 | 987千円 |

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2参照）。

当中間会計期間（平成30年9月30日）

| | 中間貸借対照表計上額 （千円） | 時価 （千円） | 差額 （千円） |
|----------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 714,332 | 714,332 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 581,481 | 581,481 | |
| (3) 投資有価証券 其他有価証券 | 872,429 | 872,429 | |
| 資産計 | 2,168,243 | 2,168,243 | |
| 未払金 | 422,430 | 422,430 | |
| 負債計 | 422,430 | 422,430 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

其他有価証券(投資信託)は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 （千円） |
|-------------|--------------------|
| (1) 関係会社株式 | 127,776 |
| (2) 長期差入保証金 | 19,856 |

(1) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

1．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

（単位：千円）

| 区分 | | 中間貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------|--------|----------------|---------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | | | |
| | 小計 | | | |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | 872,429 | 996,700 | 124,270 |
| | 小計 | 872,429 | 996,700 | 124,270 |
| 合計 | | 872,429 | 996,700 | 124,270 |

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|--------------------------------------|---------|
| SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ （年2回決算型） | 430,981 |
| SBI 小型成長株ファンド ジェイクル | 197,498 |
| SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ | 192,694 |

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項 目 | 当中間会計期間 (平成30年9月30日) |
|----------------------------------|-------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 51,444円91銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 純資産の部の合計額(千円) | 1,882,883 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円) | 1,882,883 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株) | 36,600 |

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項 目 | 当中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日) |
|--------------------|--|
| 1株当たり中間純利益金額 | 6,106円96銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 223,514 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 223,514 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 36,600 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

| | 名 称 | 資本金の額 (2018年3月末日現在) | 事業の内容 |
|-------------|--------------------------|------------------------|--|
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 再信託 受託会社 | 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 | 51,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 販売会社 | 株式会社SBI証券 | 48,323百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| | 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | |
| | マネックス証券株式会社 | 12,200百万円 | |
| | 岡三オンライン証券株式会社 | 2,500百万円 | |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 再信託受託会社

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
 - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該信託約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 本間 洋一
業務執行社員指定社員 公認会計士 石倉 毅典
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査に係る監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月8日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員
公 認 会 計 士 松 崎 雅 則

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ世界金融ハイブリッド証券戦略ファンド（毎月決算型・通貨プレミアム）の2018年8月18日から2019年2月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ世界金融ハイブリッド証券戦略ファンド（毎月決算型・通貨プレミアム）の2019年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 毅典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象に含まれておりません。